

組長職務規程

はじめに

この度は、組長をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

各組の会員を代表して、自治会活動にたずさわっていただく大切な役割をご理解賜わり、ご多忙のなか恐縮ですが、ご協力くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

現在の玉縄台自治会は、この地区の環境・安全・安心を維持し、守ることを基本に置き、お互い笑顔で挨拶を交し合い、いざという時に力を合わせ支え合えるまちづくりを目指しています。

組長の皆様には、その一翼を担ってくださることを期待し、お願い申し上げます。

1 組及びブロックの構成

原則として会員10名～17名で組を構成し、組長を置きます。5～6組で1ブロックを構成し、ブロック長を置きます。

2 組長及びブロック長の選出

組長は、組会員の互選により選出し、ブロック長はブロック内の組長の互選により選出します。

3 組長の任期

前期組長は4月1日～9月30日、後期組長は10月1日～翌年3月31日です。

但し、後任者への職務引継ぎが完了するまでは任期を継続します。

4 組長の職務

① 組長看板の掲示

前任者から「組長看板」を受け取り、道路から良く見える塀・玄関口などに掲示してください。

② 回覧及び配布物について

総務部が届ける回覧及び配布物は、毎週定めた曜日にブロック長経由で組長に届けられますので、出来るだけ1週間以内に回覧が終わるように配慮してください。

また、緊急を要する場合は、直ちに回覧又は配布をお願いします。

さらに回覧等に催事参加や物品購入などの申込欄がある場合は、申込者の有無に関わらず、組長へ戻ってきた回覧用紙をブロック長経由で、所定の理事に提出し

てください。

回覧物が組長へ戻らない場合は、その旨をブロック長に連絡してください。

③ 組会員名簿の管理について

前任者から引継いだ「組会員名簿」は、会員の転出入時に更新してください。

④ 組及びブロックの範囲について

組及びブロックの範囲を示す線引きに特段の事情により変更ある時は、総務部と協議してください。

⑤ 新入会員の取り扱いについて

(1) 玉縄台自治会への加入の確認

組長は転入者があれば、世帯主に「自治会加入のお願い」(様式3の1)を手渡しして加入を促し、意思を確認してください。

(2) 拠出金(玉縄台自治会館修繕基金)の集金

新入会員が、新たに住居を購入又は、新たに住宅を建てて入居した場合(建替えを除く)は、加入申請書(様式3の2)を手渡し、拠出金3000円を預かり、経理部に納入します。

新築の賃貸アパートの場合、所有者に戸数分の拠出金をご負担願います。既存のアパート及び借家に入居の場合は対象外とします。

(3) 入会申請書

加入の意思がある場合、組長は入会申請書(様式3の3)と配布資料を総務部の入退会担当理事から受け取り、新入会員に配布資料を手渡し、申請書を本人が記入の上、預かった会費・特別募金などと共に申請書を経理部に提出します。

(4) 会費の徴収・特別募金の集金

新入会員の会費計算方法は、入会申請日の月の25日を基準に、1日~25日申請の場合、当月分を含む会費額を徴収します。26日~月末申請の場合、翌月分からの会費額を徴収します。

新入会員の特別募金計算方法は、基本は半期400円ずつ集金してください。但し、前期6月1日以降または後期12月1日以降の加入申請の場合は、200円を集金します。(但し、募金は任意であって強制ではありません)

⑥ 会員の退会の取り扱いについて

(1) 退会者氏名・日時確認の上、入退会総務理事に連絡してください。

⑦会費について

組長は、組会員から事業年度の前期と後期別に月額 300 円×6 ヶ月分＝1800 円を徴収してください。

そして、組長は組の会費集金袋（組長会議にて手渡し）に、集めた組会員数などを記入し、金額を確認の上、自治会経理部の集金日に持参してください。

組長は、経理担当者に渡す際に、集金袋の受領印を確認してください。また、集金袋は、経理担当者が次期組長会議まで保管します。

⑧会員の訃報について

組内で会員が逝去された時には、そのご親族等に自治会内掲示板への訃報掲示の可否について確認し、了解が得られれば、葬儀内容を訃報受付担当総務理事へ連絡してください。担当に連絡がつかない場合は、他の総務理事に連絡願います。

⑨情報報告について

地域における環境・安全・安心に関する情報を受け取ったら、ただちに関係部や正副会長に報告してください。

不審者情報、事故発生、救助要請、環境破壊情報などは遅れずに報告してください。

⑩活動への協力について

防犯・防災・救助活動への積極的な参加をお願いします。

自治会行事、活動への参加と協力、意見の提案などをお願いします。

付則 この規程は、2009 年（平成 21 年）3 月 14 日から施行する。

以上